

# 第20回岩泉町農業委員会総会会議録

令和7年3月21日

岩泉町農業委員会

## 第20回岩泉町農業委員会総会会議録

日 時 令和7年3月21日 午前10時00分～

場 所 岩泉町役場 分庁舎第1会議室

招集者 岩泉町農業委員会長 合 砂 哲 夫

議 事 1、開 会

2、挨 捶

3、議事録署名委員指名

4、会議書記の指名

5、議 事

議案第1号 令和7年度農作業労働賃金標準額の設定について

議案第2号 令和7年度農業委員会による最適化活動の目標設定について

議案第3号 岩泉町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について

報告第1号 農地転用事業計画変更申請書の受理について

報告第2号 農業委員会事務局職員の任免について

6、そ の 他

7、閉 会

出席委員（5名）

1番 鎌田 和美 委員  
3番 武田 健 委員  
7番 合砂 哲夫 委員

2番 工藤 幸雄 委員  
5番 三田地泰正 委員

欠席委員（2名）

4番 早川ケン子 委員

6番 畠山 利勝 委員

出席した農地利用最適化推進委員（なし）

出席した職員

局長 佐々木忠明  
主任主査 坂下実穂子

主任主査 八重樫泰長

◎開 会

(午前10時01分)

佐々木事務局長 定刻となりましたので、ただいまから第20回岩泉町農業委員会総会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、農業委員会憲章の唱和を行います。本日は、輪番によりまして2番、工藤幸雄委員にお願いいたしたいと思います。工藤委員、よろしくお願ひします。

(農業委員憲章唱和)

佐々木事務局長 ありがとうございました。

---

◎挨 拶

佐々木事務局長 それでは、合砂会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長 おはようございます。第20回の総会ということで、ご出席いただきましてありがとうございます。

春が来たなと思ったら、急に突然大雪ということで、大変戸惑っておりますけれども、これが過ぎてようやく次の春が来るのかなというふうな感じがしております。

また、去る2月の末に県の農業会議と全国農業新聞の方が来て、ぜひとも農業新聞の普及に協力してくださいということでお願いにきました。岩手県で2,000部以上ならないと、岩手版の部分が廃止になるということで、そのためにはやっぱりぜひとも2,000部はキープしたいと。岩泉町は、この資料の中にも多分あると思いますが、岩手県で25番目です、普及率が。非常に低いということで、農業委員、最適化推進委員以外にもぜひ取っていただきたいということで、お願いしております。自分で取っておる方は、もし購買できるような方を、新しい方を見つけて、推進していただきたいなと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひします。

本日は、農作業の賃金標準額の設定、最適化活動の目標設定、推進委員に係る選任の規則の一部の改正、そしてまた農用地転用変更申請の受理、また農業委員会の事務局職員の任免ということありますので、ひとつよろしくお願ひします。

佐々木事務局長 ありがとうございます。

本総会につきましては、岩泉町農業委員会会議規則第9条により、会長が議長となり議事を務めることとなっておりますので、以後の進行につきましては合砂会長、

よろしくお願ひいたします。

---

#### ◎会議成立宣言

議長 それでは、本日の欠席届のあった委員は6番の畠山委員と4番の早川委員の2名であります。ただいま4名でございますが、鎌田委員が向かっておるということでございますので、本日の会議は成立了します。

それでは、第20回岩泉町農業委員会総会を開会いたします。

議案はお手元に配付したとおりであります。

---

#### ◎議事録署名委員指名

議長 次に、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員に5番、三田地委員、2番、工藤委員を指名いたします。

---

#### ◎会議書記の指名

議長 次に、会議書記の指名を行います。

本総会の会議書記に坂下主査を指名いたします。

---

#### ◎議案第1号

議長 それでは、議案第1号 令和7年度農作業労働賃金標準額の設定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長。

佐々木事務局長 それでは、議案第1号についてご説明いたします。

議案第1号は、令和7年度農作業労働賃金標準額の設定についてであります。提案いたしました農作業労働賃金標準額は、3月18日に開催いたしました農業労働力

調整協議会により決定したものを本総会で審議していただくものでございます。

詳細につきましては担当がご説明いたしますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 八重樫主任主査。

八重樫主任主査 それでは、説明させていただきますけれども、この議案第1号と第2号につきましては、資料が別紙で添付しておる資料を使わせていただきますので、よろしくお願ひいたします。それでは、座って説明させていただくことをお許しください。

それでは、説明いたします。右肩に別紙1と示してある議案第1号を御覧ください。議案第1号 令和7年度農作業労働賃金標準額の設定について。農地法第52条の規定による令和7年度農作業労働賃金標準額を設定するため、議決を求める。令和7年3月21日提出、岩泉町農業委員会長、合砂哲夫。

提案理由ですけれども、農業雇用関係の改善と農業経営の持続的発展に資することを目的として、令和7年4月1日から適用する令和7年度農作業労働賃金標準額を設定しようとするものである。

令和7年度農作業労働賃金標準額の設定につきましては、去る3月18日に岩泉町農業労働力調整協議会が開催され、そこで岩手県農業委員会から示された令和7年度農業労賃・農作業料金標準額設定参考資料及び近隣市町村等の改定状況を参考に検討していただき、人力の部並びに機械の部とともに増額改定することが望ましいとの結論をいただいております。

それでは、提案内容につきましてご説明いたします。それでは、2ページをお開き願います。3月18日に岩泉町農業労働力調整協議会で決定していただいた標準額でございます。

初めに、上段の表が人力の部ですが、昨年10月27日に岩手県の最低賃金が952円に改定され、1日8時間換算で7,616円に改定されたことから、標準額は100円単位を切り上げる7,700円に改定する案としております。標準額と連動する超過時間給についても1,210円に改定するものです。山林作業の最高額や果樹の剪定、オペレーターについても、最低賃金の上昇率を引き上げ、端数調整したものとなっております。

そして、近隣市町村から確認しましたところ、本町と同様に最低賃金を下回らない金額に改定する予定であるということでございました。

次に、下段の機械の部ですけれども、農業会議の試算による対前年度上昇率、県内、国内の標準額の実情等を考慮し、標準額は令和6年度と比べ10%程度増額改定するものとして標準額の検討案を示しております。前回増額改定した令和5年度の値上げは、農業の経済状況を踏まえて価格を見直し、設定標準額については資材等の価格が高騰した実情を踏まえ、5%を超える上げ幅に決定しております。そして、令和6年度の標準額は、毎年改定を行えば、現場の混乱を招くということで、本町

農業労働力調整協議会の了承を得て、機械の部の標準額を据え置いております。しかし、皆様ご存じのとおり、現状は想定以上の物価の高騰と高止まりが継続していることから、本町では令和7年度はこれまでにない前年対比10%程度の価格改定が必要であるとの判断をいたしたところでございます。

最後に、農作業労働賃金標準額につきましては、農業委員会の総会での決定後、5月1日発行の町広報紙に掲載し、周知を図るほか、農作業労働標準額表を農業委員会の事務局に備え付けて、問合せ等に適時対応していく予定でございます。

以上、議案第1号についての説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これから議案第1号を採決いたします。

議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 令和7年度農作業労働賃金標準額の設定については原案のとおり決定いたしました。

---

## ◎議案第2号

議長 次に、議案第2号 令和7年度農業委員会による最適化活動の目標設定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長。

佐々木事務局長 それでは、議案第2号についてご説明いたします。

議案第2号は、令和7年度農業委員会による最適化活動の目標設定についてであります。

提案いたしました最適化目標は、令和4年度から農業委員会に関する法律で設定等が義務づけられたので、昨年度に設定した内容を踏まえ、令和7年度の最適化活

動の目標を設定するものでございます。

詳細につきましては担当がご説明いたしますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 八重樺主任主査。

八重樺主任主査 それでは、説明させていただきます。右肩に別紙2と示してある議案第2号を御覧ください。議案第2号 令和7年度農業委員会による最適化活動の目標設定について。農業委員会における最適化活動の目標設定について議決を求める。令和7年3月21日提出、岩泉町農業委員会長、合砂哲夫。

提案理由は、農業委員会は毎年度、3月末までに最適化活動の目標を設定し、4月末までに公表するため、最適化活動の目標を設定するものであります。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律第7条の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することになっております。これに伴い、農業委員会はその区域における農地等の利用の最適化推進に関する目標等を内容とする指針を定め、公表しなければなりません。また、農業委員会は、最適化活動の成果目標及び最適化活動目標を設定し、知事に報告することとなっております。

それでは、2ページからの目標の設定額について説明させていただきます。2ページをお開き願います。2ページ以降が令和7年度最適化活動の目標の設定の数値となっております。まず、Iの農業委員会の状況、7年4月1日現在となっておりますけれども、現在の状況を記しております。これは、昨年と変わりありませんので、後でお目通し願いたいと思います。

続いて、3ページ目をお開き願います。最適化活動の目標でございます。農地の集積は、現状は、管内の農地面積は2,010haで、これまでの集積面積は458ha、集積率は22.7%となっております。下の②の目標でございますけれども、令和12年度までに集積率を、この22.7%を60%まで持っていくかなければならないという目標設定となっております。各市町村で目標数値を設定しておりますけれども、当町では来年度は33.2%まで目標を設定して、事業を推し進めるということで目標を設定してございますので、ご了承願いたいと思います。

遊休農地の解消につきましては、1号遊休農地が159ha、そのうち緑区分の遊休農地が145ha、黄色区分が14haあるということでございますけれども、これも令和3年度の実績に伴いまして、5年間で解消していくという目標になっておりますので、その数値を示しておりますので、ご了承願いたいと思います。

4ページ目をお開き願います。新規参入の促進でございますけれども、残念なことに当町では4年度、5年度、6年度と新規参入の数値はございませんので、ゼロ、ゼロ、ゼロという数値となっております。目標といたしましては、権利移動面積、この単年度ごとの3年、4年、5年……失礼しました、表記の間違いがあります。

右の9haと書いてあるのは、これは令和5年度の実績でございます。これの合計、29、35、9の平均の24haとなりますけれども、この1割を目標面積とするということになっておりますので、2.4haの目標数値となってございます。

続きまして、2番の最適化活動の活動目標でございます。これは、皆様にふだんからお願いしております毎月の活動日数、これを何日に定めるかという数値となっております。1人当たりの活動目標は、岩手県では各農業委員会で10日を目標として推し進めるということとなっておりますので、当農業委員会でも毎月10日を目標としてふだんの活動を行っていただきたいというふうに目標設定してございます。

活動強化月間の設定目標でございますけれども、これは9月、11月、1月の3か月間、年に3回、遊休農地の解消、農地の集積、新規参入の促進を月の目標といたしまして、事業を推し進めるということで目標設定をしてございますので、そのようにご協力願いたいと思います。

(3) の新規参入相談会への参加目標でございます。これは、当農業委員会では会長にお願いして、これらの相談会等への参加をお願いしております。昨年度は1回でございましたけれども、令和6年度は1回の実績でございましたけれども、令和7年度は2回活動を行うということで目標設定してございます。

以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。よろしいですか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これから議案第2号を採決いたします。

議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 令和7年度農業委員会による最適化活動の目標設定については原案のとおり決定いたしました。

---

◎議案第3号

議長 次に、議案第3号 岩泉町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長。

佐々木事務局長 それでは、議案第3号についてご説明いたします。

議案第3号は、岩泉町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正についてであります。提案内容は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものでございます。

詳細につきましては担当がご説明申し上げますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 八重樫主任主査。

八重樫主任主査 それでは、座って説明させていただきます。

議案第3号 岩泉町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について。岩泉町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を別紙のとおり改正するため、議決を求める。令和7年3月21日提出、岩泉町農業委員会会長、合砂哲夫。

提案理由でございます。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

2ページ目をお開きください。これが農業委員会の規則をこのように変えるという、この総会で承認をいただきましたら、これを掲示して皆様に公告するということになります。

農業委員会規則第……書いてありませんけれども、これは第1号となる予定でございます。岩泉町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則。

岩泉町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を次のように改正する。第3条第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則でございます。この規則は、令和7年6月1日から施行することとなっております。

続きまして、3ページ目をお開き願います。これが岩泉町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の新旧対照表でございます。現行は、第3条、「候補者として推薦を受けることができる者又は応募することができる者は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、次の各号のいずれにも該当しないものとする」。

(1)、(2)は省略させていただきます。

(3)の「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受け

ることがなくなるまでの者」となっております。

これを改正後は、第3条は同じですので、省略させていただきます。

(3) の「拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」というふうに改正するというふうになってござります。

今回のですけれども、刑法の改正ということでございまして、農地利用最適化推進委員ばかりではなく、農業委員もそのように改正になりますけれども、農業委員さんのほうに関しましては町の規則となっておりますので、農業委員会の改正ではないということで、そのようにご理解願いたいと思います。

端的に言えば、刑法の改正によりまして、「禁錮以上」という言葉を「拘禁刑以上」というふうに変えるというふうな中身になっておりますので、そのところをご了承願いますよう、よろしくお願ひいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

5番、三田地委員。

5番三田地委員 刑の中身が分からぬのだけれども、禁錮と拘禁刑はどのぐらい違うのか。

議長 八重樫主任主査。

八重樫主任主査 それでは、説明させていただきます。

皆さん、私もそうなのですけれども、こういう刑に関しては多分ご存じないと思いますので、私のほうから知っている範囲で説明させていただきますけれども、まず懲役刑と禁錮刑があるのですけれども、今まで懲役刑、禁錮刑とあったのですけれども、懲役刑と禁錮刑というものは、刑務所等で身柄を拘束されるということは同じだそうなのですけれども、懲役刑ということに関しては作業を伴うというふうなことだそうです。懲役刑というのは、刑務所の中にいて、いろんな家具を作ったり、靴を作ったりというふうな、そういう作業を伴うものが懲役刑だそうです。あと、禁錮刑というものは、ただ身柄を拘束されているということだそうなのですけれども、現状は作業を伴わない禁錮刑の方々も、希望を出せば懲役刑と同じような刑務所内での作業を行うことができるということで、今刑務所に入られている方は皆さん、八、九割がその作業を伴うというふうなことで、希望をして作業を行っているということですので、禁錮刑と懲役刑の境がなくなったということで、今回改正になったというふうなことを聞いております。この2つを合わせて、今回拘禁刑というふうに変えるということになっているそうですので、そのようにご理

解願いたいと思います。

議長 工藤委員。

2番工藤委員 これは、推進委員と刑の関係、何でこういうようなのが、初めて聞く、何か分からぬなということなのだけれども。

議長 八重樫主任主査。

八重樫主任主査 これは、昭和29年の農地法の設定のときにこういうふうな、推進委員は平成29年からですか、そのようになつたのですけれども、その規則で最初からそういうふうな、こういう刑に処されていないものというふうな条件、立候補、推薦される者はそういうふうな条件がついていたと聞いております。まず、今回、先ほども説明しましたとおり、農業委員会の方々はそれこそ町の規則でそのようになっておりますので、町の規則の改正で改正されるということになると思います。推進委員に関しましては、農業委員会の委員長の任命ということになっておりますので、農業委員会の許可を得なければならぬということになっております。

議長 ちなみに、今これに該当する人はいないべ。

八重樫主任主査。

八重樫主任主査 それでは、来年の7月19日が次の任期でございますけれども、来年の話になりますけれども、まず来年推薦または立候補されるという方がいましたら、出していただいて、それで事務局のほうで各戸籍があるところに問合せをして調査しております。調査と言えばあれですけれども、調べております。本籍がここにない方は、そこの例ええば宮城とか横浜に連絡を、それこそ自治体に連絡をいたしまして、そういうふうな履歴があるかというふうなのを調査して、そして調査委員会のほうにかけてございますので、そのようにご理解願います。

議長 2番、工藤委員。

2番工藤委員 そうすると、ようやく分かった。何でこの農業委員のところ、悪いことしているのだべかと最初感じたから。要するに、保護司などもそうなのだよな。保護司になりたくても、全部調査して、前歴とか親族に何かあれば保護司になれないと。非常勤の国家公務員のような格好だから。そういうのと似たような感じする。

八重樫主任主査 同じだと思います。

2番工藤委員 了解です。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声)

議 長 では、質疑を終わります。

これから議案第3号を採決いたします。

議案第3号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 岩泉町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正については原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎報告第1号

議 長 次に、報告第1号 農地転用事業計画変更申請書の受理についての事務局の説明を求めます。

局長。

佐々木事務局長 報告第1号についてご説明いたします。

報告第1号 農地転用事業計画変更申請書の受理についてでございます。詳細につきましては担当がご説明申し上げますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 坂下主査。

坂下主査 (議案説明)

議 長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

5番、三田地委員。

5番三田地委員 こういう変更契約は、本当に数年にわたって認めなければならないような状態なのか。一方的だ、あんまり。この期間内に本当はやっておくべきだが、そういうのも何か申入れというか助言というのは、やっぱり農業委員会としては今

まで取らなかつたのかどうか。

議長 坂下主査。

坂下主査 お答えいたします。

農地の一時転用に関しては、原則3年ということで皆さんに周知申し上げておりますが、大きな公共工事等、また例えば■■■■■■■等に関しましては、災害等により被害を受け、3年という期間が延長になることがありますて、その場合、必要最小限の期間で延伸するということで事業者に指導をし、延伸の申請を受理しているところでございます。

議長 5番、三田地委員。

5番三田地委員 これにあるとおり、やっぱり業者のいわゆる人員不足が影響したとか何かと、とても簡単な記述なのだが、問題は貸している地権者の皆さんのがこれを返されたときに、次の農地の利用のめどが全然つかないわけだ。今度決まつたら、4月のどこまでだっけ、20日までか、本当に終わるのかどうか、それがやっぱりはつきりしないと、一番所有者が困ると思うのだよね。そこら辺を様子を見なければならないか、間違いなく今度で終わるように、ひとつ助言しておかなければならぬ。

佐々木事務局長 はい、させていただきます。

議長 1番、鎌田委員。

1番鎌田委員 4ページの上のほうの専決処分した日付と転用期間の日付がちょっと疑問なのですけれども、この4ページのほうは令和7年の間違いですか。6年になっている。

議長 坂下主査。

坂下主査 大変失礼いたしました。本文のところが令和7年3月4日付ということで訂正をお願いします。

1番鎌田委員 あと、転用期間なのですけれども、これは7年4月20日までなのですけれども、それで合っていますか。

坂下主査 合っております。

1番鎌田委員 そうすると、5日しか転用期間を延長していないということになるのですか。

議 長 坂下主査。

坂下主査 3回目の変更申請が令和3年1月7日から令和7年3月15日まで、今回の変更申請が令和3年1月7日から令和7年4月20日までということで、1か月ちょっとになります。

1番鎌田委員 そうですか、分かりました。

議 長 3番、武田委員。

3番武田委員 土地の所有者の名前は誰ですか、これ。

議 長 坂下主査。

坂下主査 お答えいたします。

土地の所有者ですが、■■■■様になります。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声)

議 長 なければ、質疑を終わります。

以上で報告第1号の農地転用事業計画変更申請書の受理についてを終わります。

---

## ◎報告第2号

議 長 次に、報告第2号 農業委員会事務局職員の任免について、事務局の説明を求めます。  
局長。

佐々木事務局長 それでは、報告第2号についてご説明をいたします。  
7ページを御覧ください。ここでちょっと資料の訂正をさせていただきたいので

すが、転出者の欄の一番下のところに、主任主査八重樫泰長の下に、職名、主任、氏名が三田地瑛斗、転出先が農業委員会事務局併任解除、公共団体に勤務した年数が9年11か月、農業委員会事務局が（併）11か月、計で9年11か月、異動年月日が3月31日付というものを追加をお願いしたいと思います。

それでは、報告第2号についてご説明をいたします。報告第2号は、農業委員会事務局職員の任免についてでございます。農業委員会事務局の任免については、岩泉町農業委員会規程第6条第1号の規定に基づき、下記のとおり令和7年3月21日付で専決処分をしたから、同条第3号により報告いたします。令和7年3月21日、岩泉町農業委員会長、合砂哲夫。

まず、今回の人事異動によりまして、転出する職員からご報告させていただきます。まず、三上智が3月31日付で農業委員会事務局長補佐を免ぜられ、4月1日付で総務課総括室長となります。

また、八重樫泰長が主任主査を免ぜられ、3月31日付で定年退職となります。

次に、農業委員会事務局と農業振興室を併任しておりました三田地瑛斗が3月31日付で併任の解除となり、4月1日からは農業振興室主任となります。

続きまして、転入者でございますが、4月1日付で総務課財政管財室長の佐々木光が事務局長補佐として農林水産課総括室長との併任となります。

また、農林水産課農業振興室長の澤口光治が主査として新しく農業委員会事務局のほうに任命されるものでございます。

また、主査でございました坂下実穂子でございますが、今回主任主査に昇任いたしますので、併せてご報告いたします。

以上で報告第2号 農業委員会事務局職員の任免についての説明を終わらせていただきます。

それではここで、今日の農業委員会をもちまして定年退職する八重樫より一言皆様にご挨拶がありますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 三上智は。

佐々木事務局長 三上智は、すみません、ちょっと今出ています、その要件で。

八重樫主任主査 それでは、この総会という貴重な席で時間をいただきまして、申し訳ございませんけれども、私、3月31日をもちまして定年退職ということになりました。年を取っていくと仕方ないことなのですけれども、まず今までずっと畜産のほうでやってきたのですけれども、令和2年から農業委員会に配属されまして、それこそ何も分からない私が農地に関して事務等を取り進めてきて、本当皆様にはご迷惑、ご無礼をしたと思いますけれども、そのことについてこの場でお許し願いたいと思います。本当にこのように5年間過ごせてこられたのは、農業委員の皆様、それから今日は見えられていませんけれども、推進委員の皆様のおかげだと思って

おりますので、この感謝の気持ちは忘れないで、あと余生を生きていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。また何かあることがあると思いますけれども、その節にはぜひ気軽に声をかけていただきて、お話をさせていただかたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

なお、後任には頼もしい坂下主査も残っていますし、澤口室長も来られますので、まず仕事のほうで何の問題もないと思いますけれども、ばか話が聞きたくなったら私に連絡いただければお付き合いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。本当に5年間ありがとうございました。

(拍手)

議長 大変ご苦労さまでございました。

それでは、本件は人事案件でございますが、何かご質問ございませんか。

(なしの声)

議長 それでは、質疑なしと認めます。

以上で報告第2号の農業委員会事務局職員の任免についてを終わります。

これで本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

---

## ◎その他

議長 次に、その他あります。

事務局の説明を求めます。

局長。

佐々木事務局長 それでは、次回の総会日程をご説明いたします。4月17日木曜日、午前10時から分庁舎第1会議室で開催を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長 事務局からは以上ですが、委員の皆さんから何かございませんか。よろしいですか。

(なしの声)

---

◎閉会

議長 それでは、第20回岩泉町農業委員会総会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午前10時47分)

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年3月21日

岩泉町農業委員会長 合砂 哲夫

署名委員 5番 三田地 泰正

署名委員 2番 工藤 幸雄